

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けの支援一覧

対象	制度	概要	問い合わせ先
デリバリー又はテイクアウトを実施した	町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金【第2弾】	【給付】 2021年10月1日から2022年1月31日の間に、市内の店舗でデリバリー又はテイクアウトを実施している中小企業者 市内の1事業所(店舗)あたり10万円 (2021年10月18日から申請受付を開始します)	町田市産業政策課デリバリー等支援担当 電話：042-794-7345 (平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時)
売上減で資金繰りが厳しい	町田市中小企業者家賃補助事業【第4弾】	【補助】 2021年4月～9月のいずれか1か月の売上が減少している市内中小企業者(別途補助要件あり) 1か月分の家賃の2分の1を補助(最大20万円)	町田市中小企業者家賃補助事業相談ダイヤル 電話：042-724-1136 (平日午前8時30分から午後5時まで)
緊急事態宣言等に伴い売上が半分以下になった	中小法人・個人事業者のための月次支援金	【給付】 中小法人等 上限ひと月20万円 フリーランス含む個人事業主 上限ひと月10万円	経済産業省 月次支援金事務局 相談窓口<申請者専用> 電話：0120-211-240 IP電話用：03-6629-0479 (毎日午前8時30分から午後7時まで)
緊急事態宣言等に伴い売上が減少した	東京都中小企業者等月次支援給付金	【給付】 4・5・6月分 7・8月分 (要請期間ごとに支給額が異なります)	東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター 電話：03-6740-5984 (毎日午前9時から午後7時まで)
営業時間短縮に協力した(飲食店等)	東京都営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	【給付】 7月12日から8月31日実施分 9月1日から9月30日実施分 (要請期間ごとに支給額が異なります)	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 電話：03-5388-0567 (毎日午前9時から午後7時まで)
休業要請に協力した(テナント)	休業要請を行う大規模施設に対する協力金	【給付】 6月1日から6月20日実施分 6月21日から7月11日実施分 7月12日から8月31日実施分 9月1日から9月30日実施分 (定額給付ではありません)	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 電話：03-5388-0567 (毎日午前9時から午後7時まで)
雇用を維持できない	雇用調整助成金	【助成】 休業手当 100パーセントで雇用維持なら中小企業者は都道府県の休業要請を受けた場合、最大10割助成 日額上限を8330円から15000円に引上げ	・ハローワーク町田 電話：042-732-8609 (平日午前8時30分から午後5時15分まで) ・コールセンター電話：0120-60-3999 (毎日午前9時から午後9時まで)
事業再開に向けた投資をしたい	小規模事業者持続化補助金	【助成】 ・小規模事業者に最大150万円を補助(最大100万円までを最大4分の3補助、最大50万円を定額補助) ・ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円	町田商工会議所 電話：042-724-6614 (平日午前9時から午後5時まで)
売上減で資金繰りがきびしい	セーフティネット保証4号・5号 危機関連保証	【貸付】 国の基準に基づき、売上高が減少している中小企業者を対象に、一般保証とは別枠を保証(保証対象の中小企業者は市で認定)	町田市産業政策課 電話：042-724-2129 ファックス：050-3101-9615 (平日午前8時30分から午後5時まで)

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けの支援一覧

対象	制度	概要	問い合わせ先
売上減で資金繰りがきびしい	町田市中小企業融資制度「緊急資金」	【貸付】 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高とその後2か月の売上高（見込み）の合計が前年同期と比較して、5パーセント以上減少している市内中小企業者を対象に融資（全額利子補助により実質無利子、融資限度額1000万円）	町田市産業政策課 電話：042-724-2129 ファックス：050-3101-9615 （平日午前8時30分から午後5時）
売上減で資金繰りがきびしい	小規模事業者経営改善資金「マル経融資」利子助成制度	【貸付】 通常枠2000万円の全額利子助成に加え、国の緊急経済対策で設けられた別枠1000万円のマル経融資も全額利子助成	町田商工会議所 電話：042-724-6614 （平日午前9時から午後5時）
売上減で納税が苦しい	猶予	【猶予】 売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予	【国税】国税局猶予相談センター（東京国税局） 電話：0120-948-271 （平日午前8時30分から午後5時まで）
売上減で納税が苦しい	猶予	【猶予】 売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予	・【法人市民税】町田市市民税課諸税証明係 電話：042-724-3279 ファックス：050-3085-6084 （平日午前8時30分から午後5時まで） ・【事業所税】町田市資産税課家屋係 電話：042-724-2118 ファックス：050-3085-6094 （平日午前8時30分から午後5時まで） ・【市たばこ税・入湯税】町田市市民税課諸税証明係 電話：042-724-3067 ファックス：050-3085-6084 （平日午前8時30分から午後5時まで）
売上減で社会保険料の納付が苦しい	猶予	【猶予】 売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞金なしで猶予	・八王子年金事務所 電話：042-626-3511 ファックス：050-3085-6094 （平日午前8時30分から午後5時まで） ・ハローワーク町田 電話：042-732-8609 （平日午前8時30分から午後5時15分まで）